

No. 304

2026.02.01

発行：奈良県平群町議会

平群町議会だより

Heguri Town Parliament Newsletter

HEGURI

平群



平群駅前を彩るイルミネーション

12月定例会(第6回定例会)

- | | | | |
|------|----------------------|--------|----------------|
| P2 | 議長挨拶 | P8~9 | 議会報告会／議員提出議案 |
| P3~6 | 議決結果／質疑あれこれ
議会の動き | P9~11 | 新庁舎建設特別委員会最終報告 |
| P7 | 文教厚生委員長報告 | P12~17 | 町政を問う！ 一般質問 |
| | | P18 | 町の話 |

それぞれの力を合わせた 協働のまちづくりを



議長 山田仁樹

寒明けとはいえ春まだ浅き折、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、平群町議会に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、感謝を申し上げます。

昨年10月21日、高市早苗衆議院議員が奈良県初・女性初の内閣総理大臣に就任されました。奈良県・平群町にとっても大変喜ばしい出来事があった年でもありました。

今後、奈良県にとっては京奈和自動車道の進捗の加速や、平群町にとっても山積する行財政課題の中、財政負担の軽

減等も期待されます。

さて、平群町議会の活動としては、福岡県築上町及び大分県豊後高田市への視察研修を実施しました。築上町では、令和3年1月より運用開始された庁舎の建設基本方針、基本計画から建設までの検討経緯と手法や、防災拠点の機能他、議会運営についての現状も学ぶ事が出来ました。また、豊後高田市では、ふるさと納税の一部である2億円を利用し、全国トップレベルの子育て支援や放課後寺子屋講座等の教育支援、また、住宅地の無料斡旋等による移住・定住

施策を進め、ふるさとの魅力を再発見してもらうことで若者の転出を抑制し、新たな子育て支援施策の充実を周知し、転入者の推進を図る等、確実に成果を上げている状況を学びました。

平群町の財政状況として財政調整基金は約10億円となりましたが、今後、防災拠点となる庁舎建設や教育環境を整える学校改修等、大きな財政出動も必要です。今後もこれまで以上に住民のくらしを守り、さらに公共交通の利便性の向上等、より魅力あるまちにしていかなければならないと思っております。

これからも『行政・議会・住民』それぞれの力を合わせた協働のまちづくりを進め、全ての住民の方々が笑顔・元気あふれるまちとなっていくよう、議員一同、頑張つてまいります。

皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

寒中お見舞い 申し上げます

議長	山田 仁樹
副議長	井戸 太郎
議員	関 順子
〃	須藤 啓二
〃	岩崎 真滋
〃	長良 俊一
〃	山本 隆史
〃	稲月 敏子
〃	植田いずみ
〃	山口 昌亮
〃	森田 勝
〃	馬本 隆夫



第6回定例会 こんなことが決まりました

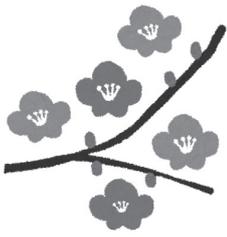
第6回定例会は12月2日～12日まで11日間の会期で開かれました。

初日は、町長提出の23議案が上程され、うち22件は審議・採決を行い、即決しました。

平群町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを文教厚生委員会に付託して4日に審査しました。

一般質問は9・10日に行い、11名の議員が様々な町政課題について質問・提言しました。

最終日は文教厚生委員会の審査結果報告をうけて、採決を行いました。また、議員発議の意見書1件が上程され、審議・採決を行いました。



議決結果賛否一覧

○賛成 ●反対 (議長は、可否同数のとき議案の可否を決定します)

提出区分	議案名	議決結果	関順子	須藤啓二	岩崎真滋	長良俊一	山本隆史	稲月敏子	植田いずみ	山口昌亮	井戸太郎	森田勝	馬本隆夫	山田仁樹	
町長提出議案	平群町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	平群町公告式条例の一部を改正する条例について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平群町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平群町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	令和7年度平群町一般会計補正予算(第4号)について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	令和7年度平群町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	令和7年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	令和7年度平群町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平群小学校・平群北小学校屋内運動場空調整備工事の請負契約の締結について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平群町体育施設、公園体育施設の指定管理者の指定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平群町立老人福祉センターの指定管理者の指定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平群町若井集会所の指定管理者の指定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平群町立農村環境改善センターの指定管理者の指定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
平群町活性化センターの指定管理者の指定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
平群町都市公園の指定管理者の指定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
出議員案 最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書(案)	原案可決	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	

議長は裁決に加わりません

質疑あれこれ

第6回定例会に上程された
議案及び質疑を紹介します。

土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例の廃止

宅地造成等規制法の一部改正により、これまで法規制がなかった中小規模の盛土や掘削などの規制が全国一律の基準で、県が包括的に規制する条例を施行したことから、町独自の条例を廃止するもの。

主な質疑

質問 この10年間で、この条例に違反した事例の説明を。

答弁 令和5年に福貴畑と信貴畑で1件ずつ2件あり、現在も県と連携して是正指導中です。

質問 町条例の廃止で不法行為が表沙汰にならないということに危惧するが、その点はどうか。

答弁 県として、法で定められている中間検査、定期報告等のほか、衛星写真による監視や、年1回程度の市町村と合同で行うパトロールにて監視を行っていくとなっており、違反行為等の通報があった場合には随時現地指導を行うと聞いている。町独自でも関係課において随時パトロールを強化していく。

公告式条例の一部改正

デジタル化及び効率化を図るもの。公告掲示板を町ホームページに設置し、町内にある5カ所(役場前と町内4駅前)の掲示板を役場前の1カ所に統合するもの。

主な質疑

質問 公告掲示板をホームページに設置することと個人情報保護との関係で問題がないか検討したのか。

答弁 インターネット上では、拡散、加工、保存等が容易

でプライバシー保護の観点から慎重に行う必要があるため、個別に検討する必要があると考えている。

質問 廃止する4つの駅前の掲示板を今後、町内のイベント案内などに活用すべきでは。

答弁 4カ所すべて撤去していく予定だが、掲示板の状況に応じて検討する。



印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

性同一障害、性的志向、性自認に配慮することを目的に性別に関する事項を削除。住民の利便性向上を目的に、交付申請時に印鑑登録証に代えて個人番号カードの提示及び暗証番号の照合ができた場合に申請を可能とするためのもの。

①印鑑証明の性別欄を抹消し「男女の別」の表記を削除。

②印鑑登録証明書の交付時に個人番号カードでも申請できることを追加。

③文言修正:「まつ消」を「抹消」に改める。

主な質疑

質問 性自認に対する配慮でなくすのは印鑑証明だけか。

答弁 他の申請関係の様式については、これまでに見直しをして削除している。

一般職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告に伴う給与や各種手当を改正するもの。

《一般職員》

*月額給:平均3.3%の引き上げ *引き上げ分4月に遡及
*賞与(期末手当、勤勉手当):年間0.05月の引き上げ(4.6月↓4.65月) *今年度分から
*地域手当:昨年度6%↓今年度5% ↓来年度4%に引き下げ
*通勤手当:自動車使用距離に応じた支給区分の改正 限度額60km以上3万8700円に。駐車場利用に対する通勤手当の新設(上限月額5000円)

《会計年度任用職員》

*賞与(期末手当、勤勉手当):年間0.05月の引き上げ(4.18万7千円上がる。

6月↓4.65月) *今年度分から
*最低賃金引き上げ:時給986円↓1051円

主な質疑

質問 人件費の増加額について説明を。

答弁 全会計では4746万9千円。今回の改正概要の内訳は、正職員3852万円、会計年度任用職員390万円。

質問 会計年度任用職員への給与改定分の遡及をすべきだ。

答弁 同一労働、同一賃金との考え方は認識しているが、町条例に基づいて翌年度4月1日から適用する。また、国も遡及に対しては各地方公共団体の実情を踏まえてということも述べられており、財政的な面も含めての判断。

質問 平均的な職員の年収はどのくらいなのか。

答弁 平均年齢45.5歳で623万円から641万7千円に18万7千円上がる。

特別職の職員で常勤のもの
の給与および旅費に関する
条例の一部改正

教育長の給与、勤務時間
その他の勤務条件に関する
条例の一部改正

議会議員の議員報酬、費用
弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正

この3つの条例改正は、人事
院勧告の賞与改定を適用して期
末手当を0・05月引き上げる
もの。現行、年3・45月↓3・
5月。

主な質疑

質問 今年6月議会で、町長
らの報酬について報酬審議会に
諮るとのことだった。管理職手
当も引き上げるべきと提案し
た。どうなっているのか。

答弁 6・7月に2回審議会
を開催し、「平成19年度の当時
の額に戻すことが妥当」との答
申をいただいた。3月議会に改
正議案の提出を考えている。管
理職手当は内部で議論し、今後
の検討課題としていくことになっ
た。

放課後児童健全育成事業
の設備及び運営に関する
基準に関する条例の一部
改正

地域限定保育士制度の一般制
度化に伴う規定と、学童保育所
等の職員等による虐待に関する
通報義務の創設に伴う規定を整
備するもの。

主な質疑

質問 地域限定保育士制度を
奈良県でも実施するということ
だが、そのことの説明を。

答弁 奈良県では令和8年4
月から制度を実施し、地域限定
保育士は、前期と後期の2回あ
る保育士試験のうち後期の10月
から資格試験を行うと聞してい
る。年齢制限はない。地域限定
保育士の試験には筆記と実技の
試験があり、一定の要件を満た
す実技講習を受ければ、実技試
験が免除される。奈良県で登録
後3年を経過かつ、地域限定保
育士として一年以上働けば、そ
の後は全国どこでも保育士とし
て働くことができる。

質問 職員等による虐待に関
する通報義務の創設ということ

だが、虐待の事例はあるのか。

答弁 虐待の事例はない。

家庭的保育事業等の設備
及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正

地域限定保育士制度の一般制
度化に伴う規定整備、虐待に関
する通報義務等が新たに適用さ
れたことによる規定整備、児童
の健康診断結果の把握に母子保
健法による健康診査をもつて替
えることができる既定を追加す
るもの。

特定教育・保育施設及び
特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める
条例の一部改正

地域限定保育士制度の一般制
度化に伴い規定整備をするもの。

空き家等の適正管理に関
する条例の一部改正

空家対策の推進に関する特別
措置法の改正に伴い条例を改正
するもの。主な改正点は、①管
理不全空家及び特定空家の判断
基準の追加、②管理不全空家及
び特定空家の認定及び認定解除

に関する事項の追加、③管理不
全空家及び特定空家に関する各
様式の追加及び改正。

主な質疑

質問 今回の改正を受けて、
管理不全空家や特定空家の判定
をし、その後、指導・勧告との
ことだが、どれほどの期間で勧
告となるのか。

答弁 今年の7月から10月に
かけて、空き家541件を現地
確認した。これについて管理不
全空家及び特定空家等に該当す
るかどうかの分類整理を行い、
春頃に分類整理した管理不全空
家等と思われる家屋について、
協議会に諮問し、認定となれば
所有者等に改善に必要な指導を
通知する。改善されない場合は、
おおむね半年間かけて複数回、
改善通知をする予定。秋頃に改
善がされない場合は、管理不全
空家等の勧告について協議会に
諮問し、勧告となれば、所有者
等に対して勧告を通知すること
になる。なお、勧告された管理
不全空き家等については、固定
資産税の基準日の1月1日に
なっても改善されなければ、翌
年度の固定資産税の住宅用地特
例を解除することになってい

令和7年度一般会計補正
予算(4号)

補正総額は7億2614万4
千円。主な歳出は、南小学校体
育館の空調設備等の工事費2億
2238万7千円、中学校体育
館の空調設備等の工事費3億5
282万5千円、人事院勧告に
伴う人件費の増額4910万9
千円など。歳入は、国庫支出金
989万6千円、県支出金10
85万1千円、町債5億751
0万円。歳入不足の1億302
9万7千円は財政調整基金から
繰り入れ。

主な質疑

質問 学校体育館の空調設備
等の工事費について、予算計上
の内訳の説明を。また、完成予
定はいつ頃か。

答弁 空調設備は南小学校、
中学校とも平群小学校や北小学
校とほぼ同様の予算(1億1千
万円程度)だが、南小、中学校
とも防水や内装の全面的な補修
工事が必要で工事額が大きく
なっている。

次頁へ続く

工事は、平群小と北小も含め4校が工事だらけにならないよう、南小の内部工事は来年8月から12月、中学校は再来年の2月までの完成を予定している。

質問 スポーツセンターの太陽光発電の故障は落雷によるものとのことだが、保険の対象にならないのか。

答弁 落雷の可能性もあると業者から聞いているが、確証がなく、証拠書類が整わない状態にある。保険請求は3年間でできるので、落雷の可能性も確認して対象になれば請求していきたい。

令和7年度国民健康保険特別会計補正予算(1号)

補正額は1775万6千円。歳出では、国保財政安定化支援事業分で1710万円、人事院勧告に伴う人件費65万6千円を増額し、歳入では、それぞれの経費分を一般会計から繰り入れるもの。

令和7年度農業集落排水事業特別会計補正予算(1号)

補正額は97万9千円。全額、

農業集落排水施設内の機械設備の交換工事費。一般会計からの繰り入れて賄うもの。

令和7年度介護保険特別会計補正予算(3号)

補正額は98万円。全額、人事院勧告に伴う人件費。一般会計からの繰り入れて賄うもの。

平群小学校・平群北小学校屋内運動場空調整備工事の請負契約の締結

事前審査型条件付での一般競争入札。若林設備工業㈱が1億6712万1900円で落札。工期は令和8年7月31日。工事内容は平群小学校が空調設備工事、北小学校が空調設備とLED化工事。

主な質疑

質問 9月議会に計上した予算に比べて23%も低い金額。その理由は。

答弁 一つは入札差金。もう一つは、施工管理約1600万円が議決案件でないことから、この請負契約にのっていないため。

町体育施設、公園体育施設の指定管理者の指定

指定管理者：一般社団法人くまがしクラブ

主な質疑

質問 これまで地域振興センターからくまがしクラブになった経緯は。

答弁 公募した結果、現地説明会には2社が参加したが、申請は1社。その1社を選定委員会で審査して町長に答申し、今回の議案になった。

質問 金額的なものはどうなっているのか。

答弁 公園体育施設の管理も含めて、申請団体から年間500万円との提案をいただいている。

町立老人福祉センターの指定管理者の指定

指定管理者：社会福祉法人平群町社会福祉協議会

若井集会所の指定管理者の指定

指定管理者：若井大字くまがしクラブ

農村環境改善センターの指定管理者の指定

指定管理者：上庄自治会

活性化センターの指定管理者の指定

指定管理者：公益財団法人平群町地域振興センター

都市公園の指定管理者の指定

指定管理者：一般社団法人くまがしクラブ

議会の動き

議会運営委員会

※平群町議会第6回定例会の議会運営について
11月21日

※令和7年度議会報告会について
10月8日、10月15日

新庁舎建設特別委員会

※全員協議会を受けての最終報告案について
11月17日

財政検討特別委員会

※町財政の現状と課題について
10月31日

※緊急財政健全化計画の結果分析・課題分析と対応策の検討
11月28日

※健全化に向けた取り組み項目の検討について
12月23日

全員協議会

※新庁舎建設特別委員会の最終報告案について
11月5日

※平群町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例の廃止について

※平群町空き家等の適正管理に関する条例の改正について
11月11日

※議会運営（委員会主義・本会議主義）について
12月9日

文教厚生委員長報告

平群町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により改正された、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、乳児等通園支援事業を実施するための設備及び運営に関する基準について、本条例を制定するもの。

主な質疑

質問 ことも誰でも通園制度の事業内容について。

答弁 対象は生後6か月から満3歳未満の未就園児、利用可能時間は子ども1人当たり月10時間を上限とし、ゆめさこども園で、月曜日から金曜日の午前中2時間実施予定。

質問 初日の質疑で保育の料用について、3月議会で示す

とのことだったが、多くの自治体は1時間300円を想定しているが、本町はどうか。

答弁 先行実施の今年度は300円を標準としつつ任意に設定できるが、8年度以降の利用料のあり方は、国より追って示される予定。本町は国基準での設定を想定している。

質問 初日の質疑で1日の受け入れ人数について6人との説明だったが、「ことも計画」では、8年度の見込は8名、9年度は7名となっているのは。

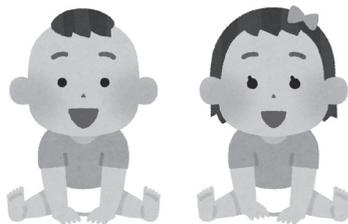
答弁 「ことも計画」の見込みは過去の出生率に基づくコ－ホ－ト変化率法によるもの。利用定員概ね6名は国の職員配置基準及び面積基準から算出した。

質問 子ども1人の利用時間について、月10時間までとされているが、町独自に時間延長をしないのか。

答弁 超過分は補助対象とならないため10時間で実施していく。

質問 子どもにストレスを与えないために、慣れるまで親子通園を実施するなど柔軟に対応してはどうか。

答弁 基本的には実施する予定はないが、個別の状況に応じて柔軟に対応する。



質問 この制度は広域利用ができる制度で、町外の住民の受け入れを制限できないが、本町住民が適切に利用できるよう優

先予約枠の設定を考えているのか。

答弁 優先予約枠の設定等を行っていきたい。

質問 事業の対象が満3歳未満というところで、3歳の誕生日から幼児保育無償化になる翌年4月まで空白期間ができるが、その点をどう考えるのか。

答弁 この制度は、家庭にいたるだけでは得られない経験を通じて、子どもの育ちを応援することが目的であり、3歳児は国の補助対象外なので、国の基準通りに実施する。

質問 保育内容について。

答弁 リトミック教室、英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類するもの（早期教育）を「ことも誰でも通園」で提供することについて、国の手引きは「適切でない」としている。それに合わせた事業を実施していきたい。

質問 一時保育の子どもと同じ部屋で保育するということは、保育内容が同じなのか。

答弁 誰でも通園制度は、保育内容等ではなく、まず園に子どもが通っていただくことに意義があると考えている。

質問 この保育を受ける前の事前面談について具体的な説明を。

答弁 保護者に子どもの情報や利用に関する情報等について確認を行い、また、利用に当たって必要な項目等について保護者に伝え、安全かつ安心して利用できるようにするために必ず行うもの。

質問 面談によっては受入れない場合もあるのか。また外国人への対応は。

答弁 状況を確認して、受入れ体制が整わない場合は検討するが、それ以外は受入れる。また外国人も受入れる。

審査の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

文教厚生委員会

委員長 稲月敏子

議会報告会を開催

令和7年11月15日(土) 午前10時から、総合文化センター・くまがしホールにおいて、議会報告会を開催しました。

報告内容は次の通りです。

・令和6年度決算について

報告者 決算審査特別委員会

委員長 稲月 敏子

・先進地視察研修報告について

報告者 新庁舎建設と議会運営

委員長

委員長 植田いずみ

②移住・定住促進

報告者 総務建設委員会

委員長 関 順子



報告に対する質疑・応答の中で、ご意見をいただきました。

・平群町の新庁舎の計画(場所や時期)がどこまで決まっているのか知りたい。

・築上町役場には蓄電池や緊急時に外へ逃げるための非常階段(外階段)は設置されていたのか。(平群町に設置予定か等の質問はなかった。)

☆分科会での主なご意見

《総務建設委員会》

・バイパス周辺は開発されてきたが、豊後高田市のように若い人が就職出来る企業が無い。若い人が定住しやすく活躍できる町づくり計画にしてほしい。

・20年前と比べたら蛙の声は聞かれなくなつたし、虫の数も減ってきた。緑ヶ丘は桜が綺麗で町外からもよく来られていたが、今は来ない。もう5年経ったら桜並木も無くなつてしまつよつな状態では、人はますます

来なくなる。どうすれば良いのか。

・バイパス周辺はスーパーなど、たくさん建ってきているのに、道路幅は一向に変わらない。道路の混み具合は一層ひどくなっている。道路を広げるなど何とかしてほしい。

・コミリとトライアルの開発前は田んぼで、大雨の時、調整池の役目を果たしており川に流れ込むのを食い止めていた。田んぼが無くなり、あんな小さな調整池で大丈夫なのか。道路に溢れ、川に流れ込み氾濫の危険は無いのか。

・ミニ開発の宅地の側溝でも、溢れている。許可の中身が今の雨の降り方に対応出来ていない。

・路線バスや、コミバスに人が殆ど乗っていない。福岡県那賀川市では9台のワンボックスカーを使って、6系統のルートで年間延べ26万人の利用。タブレットやスマホで予約すれば、約240か所の近くの停留地点に来てくれて非常に乗りやすいと好評。平群町でも検討してほしい。

・現在の平群町の交通手段に、高齢者は不満を持っている。改善してほしい。

《文教厚生委員会》

・学童保育の運営が本年から民間委託となった。現状、学童保育はどのようになっているのか。民間委託になって何が違うのか、よくなったのか、保育方針や先生と児童との関係等はどうなっているのかを教えてください。

・高齢者が増え、介護認定を受けるまでは至っていないが、運転免許証を返納した人も多く、移動に大変困っている人が多い。免許証返納後、歩きすぎて足を痛める人もいる。

・コミュニティバスはあちこち遠回りし、目的地に到着するまでに時間がかかるので、改善してほしい。

・シェアリングタクシーは帰りの予約がその場で取れない。予約でいっぱい。高齢者などの外出を支援できるようにしてほしい。

・小さなコミュニティの活用と、いつことを考えている。例えば、徒歩圏内で生活ができるだけのお店や病院等があるよつな、そついうまちづくりの計画を立てていかなければならない時期にきていると思う。都市部では、駅から病院までの送迎バスというものもあることから、駅などを拠点化する等のアイデアを議会として出していきたい。



分科会のようす (総務建設委員会)

・学校現場に問題が多くなっており、先生達は疲弊している。コロナ禍から、議員のみなさんが学校行事に出席することがなくなり、学校の様子を見てもらう機会がなくなってしまうのは残念なことだ。

中学校の体育館の雨漏りがひどい状況などを、いろんな機会を通して、学校現場の実態を議員のみなさんにもっと知っていただきたいと思う。

・学校給食センターでは、夏場の暑い時期に調理員の方たちが冷房のない調理室で調理をしておられる。そういった環境も是非見ていただいて、町の予算のこともあると思うが、冷房設備の設置を検討していただきたい。

・中学校のクラブ活動はどうなっているのか？教職員の働き方改革もあり、くまがしクラブに部活動の指導を委託している等と聞いているが、うまくいっているのか、楽しいクラブ活動になっているのか心配だ。



分科会のようなす（文教厚生委員会）

議員提出議案

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書(案)

提出者 植田いずみ

賛成者 須藤啓二・稲月敏子

山口昌亮 (原案可決)

新庁舎建設特別委員会最終報告書を町長に提出しました

庁舎という建築物は、50年以上残ると考えると、未来の町民、議会議員におかれて、現在の議員各位の「意思」を示すこととなります。将来の平群町を見据え、住民ニーズに対応した新庁舎が建設されるよう、その機能やあり方について調査・検討を行う目的で、令和6年5月の議会において、新庁舎建設特別委員会が設置されました。

これまで、約1年半にわたり、12回の委員会を開催し、調査研究活動を行い、最終報告書を取りまとめることができました。

なお最終報告書は、平群町議会の総意として、12月2日、町長に提出いたしました。

町は、この最終報告書を議会の総意として重く受け止め、今後の新庁舎の基本計画、さらにはその後の建築設計や工事施工に適切に反映されることを期待するとともに、一日も早い新庁舎建設が実現するよう、積極的に取り組んでいただくことを町長に申し入れをいたしました。

※次頁に続く



町長へ最終報告書を提出する様子
左から西脇町長、山田議長、植田新庁舎建設特別委員長
(令和7年12月2日)



特別委員会最終報告書

ビスの向上は最も考慮されるべき点である。

また、職員が働きやすく、愛着を持って業務に携わることができるよう、十分な配慮も必要と考える。

新庁舎の規模は、無駄なスペースの徹底的な排除と、町民の利便性向上、職員の業務に対するモチベーションが上がるような新庁舎を目指すべきである。

(4) 新庁舎の議会施設について

①本会議場

町民全ての方が議員になる機会があることから、車椅子利用者の方が議員となることもあり、議場は車椅子利用者に対応できるよう配慮すること。

本会議場の多目的利用については様々な意見があるが、未来の町民・議員が、多目的利用を行うと判断しても利用可能な設えが必要である。よって、本会議場の利用については様々な可能性を感じさせるよう計画すること。

しかしながら、本会議場は、議会を最優先に考える施設であるとの認識のもと、原則として、いつでも議会が開催できるよう、配慮することも重要である。

本会議場での議論は、将来にもわたって、議員各位が冷静に落ち着いて、町民にわかりやすい丁寧な議論が可能な空間が必要である。そのため、本会議場の設えは、議員等の発言が聞き取りやすいなど、本会議場の内装等まで十分配慮すること。

また、傍聴席の確保はもちろんのこと、モニター、マイクやライブ中継など設備、資料のデジタル化など新しいIT技術等の導入の可能性にも配慮して整備すること。

②委員会室

議員定数を考えると、将来も委員会室は1室で足りると考える。

その1室は、本会議場より会議が行われる回数が格段に増えると考えられ、委員会中心主義に対応するため、各委員会開催に支障がないよう、また、全員協議会、予算説明会などが開催できるよう、汎用性の高い室とすると共に、議会と理事者側が議論しやすいレイアウトとなるよう配慮すること。

本会議場と同様に、一定数の傍聴席の確保、モニター、マイクやライブ中継など設備等の更新が容易にできることに配慮して整備すること。

-5-

③議会施設全般について

庁舎管理の観点から、議会関連施設は毎日使われていないことに鑑み、町民等誰でもが入れられる役場庁舎部分とは別の管理形態を考慮すること。

正副議長室は、他の市町村の事例を見ても、議長、副議長は一つの部屋でよいと考える。

町民目線の議員活動がさらに活発に行えるよう、議員が落ち着いて調査研究や議案等の理解を深める取り組みが行いやすい空間となるよう配慮すること。また、議員同士の議論や情報共有するようなスペースの確保も重要である。

議員が町民の行政相談を受けたり、町職員と個別に説明を受けたりするスペースは、議員を介して町民と町行政を繋ぐ必要な空間として、その確保に努めること。

今後、IT技術の発展により、資料のデジタル化や映像の配信など様々な変化が考えられるため、できるだけ機器類の更新や通信環境等、大規模改修なしに設備更新、また新技術の導入に耐えうる計画とすること。

④その他

議会運営を委員会中心主義に移行するにあたり、本会議場や委員会への理事者側の必要な出席者については今後の課題であり、それによりそれぞれの室の大きさも変わるから、作り過ぎないよう理事者側と継続的な議論が必要である。

最後に、今を生きる我々は、新庁舎が将来の町民へのメッセージとして、新庁舎という建物が、未来にどのように使われるのかは、その時代に生きる町民等が考え、行動されるものであります。特に議会の在り方については、新庁舎における議会関連施設の設えや使われ方が変わらず永遠に続くものではなく、その時代の議員各位が、町民と共に時代に合った議会の在り方をしっかりと議論され、平群町がさらによりよい町になるよう期待するものであります。

その議論や考えるプロセスにおいて、新庁舎は、可能性を秘めたものであることを感じさせるような庁舎を目指していただきたいと思います。

-6-

以上、6ページにわたる「新庁舎建設特別委員会最終報告書」となります。
町ホームページに掲載しています。

こちらからご覧いただけます。



令和6年10月4日
京丹波町役場（京都府）



全議員で訪問し、調査の参考とした京丹波町役場（京都府）と築上町役場（福岡県）での視察の様子

視察研修

令和7年10月2日
築上町役場（福岡県）



平群町議会新庁舎建設

平群町議会新庁舎建設特別委員会 最終報告書

本特別委員会は、昨年（令和6年）5月の議会において設置され、今日まで、約1年半にわたり調査研究活動を行ってきました。

この中で、理事者側から新庁舎建設にかかる基本計画の検討状況の聴取や新庁舎の議会エリアに関する議論、また庁舎の在り方等について様々な面から議論を進めてまいりました。また、昨年（令和6年）10月には京都府京丹波町の令和3年に建設された新庁舎に、さらに、今年（令和7年）10月には福岡県築上町の同じく令和3年に建設された新庁舎に現地視察のため訪問し、調査の参考にしたところです。

現在、町では、新庁舎建設に向けて基本計画の策定の取り組みを進めているところであります。議会としての意見をまとめるために、基本計画に盛り込むべき事項として議論を進めて参りました。

この度の新庁舎建設を進めるにあたり、本特別委員会の設置の目的として掲げた事項が終了したことから、審査内容及び経過等について平群町議会会議規則第77条の規定により本報告書を下記のとおり作成いたしました。

記

1. はじめに

新庁舎の建設が実現すると、30年、50年とその建物は継続して使われることとなります。未来の平群町の住民に繋いでいく庁舎として、人口世帯減少、超高齢社会が続くことから、作り過ぎず、出来るだけコンパクトにという考えのもとに議論を進めてきました。

2. 新庁舎建設特別委員会委員

○令和6年5月8日から令和7年5月8日

委員長 植田いずみ 副委員長 山田仁樹

委員 須藤啓二、岩崎真滋、山本隆史、山口昌亮

○令和7年5月8日から

委員長 植田いずみ 副委員長 山本隆史

委員 関 順子、須藤啓二、岩崎真滋、山口昌亮

-1-

3. 新庁舎建設特別委員会の開催状況

第1回	新庁舎建設特別委員会	令和6年	7月	8日	午後	2時～
第2回	新庁舎建設特別委員会	令和7年	2月	26日	午後	2時～
第3回	新庁舎建設特別委員会	令和7年	3月	14日	午前	10時～
第4回	新庁舎建設特別委員会	令和7年	3月	24日	午後	2時～
第5回	新庁舎建設特別委員会	令和7年	4月	8日	午後	2時～
第6回	新庁舎建設特別委員会	令和7年	4月	22日	午後	2時～
第7回	新庁舎建設特別委員会	令和7年	5月	28日	午後	2時～
第8回	新庁舎建設特別委員会	令和7年	6月	12日	午後	2時～
第9回	新庁舎建設特別委員会	令和7年	7月	4日	午前	10時～
第10回	新庁舎建設特別委員会	令和7年	8月	6日	午後	2時～
第11回	新庁舎建設特別委員会	令和7年	9月	18日	午後	2時～
第12回	新庁舎建設特別委員会	令和7年	11月	17日	午後	2時～

4. 新庁舎建設特別委員会の審議経過

第1回 新庁舎建設の議論の進め方について

第2回 今後議論する項目と進め方について

第3回 新庁舎の議場について

第4回 新庁舎の委員会室について

第5回 新庁舎の本会議場・委員会室以外の議会エリアについて
本委員会の今後の進め方について

第6回 新庁舎建設特別委員会の中間報告案について

第7回 これまでの委員会での議論について
基本計画（案）の策定状況について
新庁舎建設にかかる論点と今後の進め方について
町民を守る安全安心な庁舎
機能的で町民が利用しやすい庁舎

-2-

第8回 環境負荷を低減し自然環境に配慮した庁舎
将来の変化に対応できる庁舎／時間軸を意識した計画
自然と歴史を感じられる親しみやすい庁舎

第9回 新庁舎の配置計画について
新庁舎の規模について

第10回 新庁舎建設にむけて議会関連施設の論点

第11回 平群町議会新庁舎建設特別委員会最終報告書（案）について

第12回 全員協議会を受けての平群町議会新庁舎建設特別委員会最終報告書（案）について

5. 新庁舎建設にかかる議会からの提言

(1) 目指すべき新庁舎

①町民を守る安全安心な庁舎

役場庁舎は、耐震性能の優れた庁舎とすること。また、大規模災害時には、町民の命と暮らしを守る拠点となることから、大規模災害時においても、役場職員が災害対応するための拠点として、役場機能を失うことのないことが重要である。新庁舎のハードとしての災害に十分耐えうる強度は当然のこと、設備も機能を失うことなく適切に稼働することが重要である。災害時には職員が災害対応しやすいような設えと共に、災害時の体制作りも合わせて取り組むことが必要である。

②機能的で町民が利用しやすい庁舎

すべての町民が使いやすいよう、「ユニバーサルデザイン」の考え方をともに設計に反映させることが重要である。また、将来のITやDXなどの技術への対応ができるよう、執務室はフレキシブルな計画とすること。
窓口業務の多い担当課は、出来るだけ同一フロアに集約させること。さらに町民にとってわかりやすい配置となるよう、またわかりやすい案内ができるよう配慮すること。

-3-

③環境負荷を低減し自然環境に配慮した庁舎

庁舎が利用するエネルギーは、出来るだけ再生可能エネルギーを利用し、地球環境にやさしい自然環境に配慮した庁舎とすること。さらに、環境技術の進歩は著しいことから、最新技術が取り入れられるよう、情報収集に努めること。

④将来の変化に対応できる庁舎／時間軸を意識した計画

行政機能の変化など、将来の町民ニーズの変化に柔軟に対応できることが重要である。情報通信技術や人工知能の進化に庁舎だけでなく職員のスキルも対応できることが求められている。

そのうえで、将来の組織改編や会議室等の需要の変化に対応できるよう、汎用性の高い計画とすること。

さらに、新庁舎は、継続的な維持管理が必要で、経済的、効率的に管理・運営しやすいシンプルで機能的な建物とすること。

⑤自然と歴史を感じられる親しみやすい庁舎

新庁舎は、町にとってシンボリックな建物の一つになる。奇をてらうことなく町民が愛着と誇りを持って、本町の気候風土を丁寧分析され、長く町民に親しみを持って愛される建物となることをめざすこと。

(2) 新庁舎の配置計画

総合文化センター内に敷地を設定することから、現在の総合文化センターにある駐車場スペースが減ることになるため、町民等の利便性を考慮し、近隣等に駐車スペースの確保に努めること。

また、新庁舎は、来庁者がわかりやすい位置及び動線計画とするとともに、総合文化センターに隣接することのメリットを十分生かし、それぞれの建物が相乗効果によりさらに利便性や利用効率の向上が図られるよう計画すること。

(3) 新庁舎の規模

人口世帯減少、超高齢社会の時代に入り、職員数も現在の職員数が最大であると認識し、庁舎の規模は、作り過ぎないことが重要である。しかしながら、現庁舎では、町民が来庁された場合の待ち合わせスペースが十分ではなく、個別に相談できるスペースが少ないなど課題も多く、町民に対する行政サ-

-4-

町政を問う! 一般質問一覧

井戸議員	1. 国民健康保険税の負担不公平と、子育て世帯を守る制度のあり方について	長良議員	1. 部活動改革について 2. 下水道事業の計画について 3. マイナ保険証について 4. 町財政の現状と課題について
山口議員	1. 学校給食の無償化について 2. こども園の保育料について 3. 学童保育所の運営について		関 議員
森田議員	1. 出生者減少を見据えた小学校を 2. 町社会福祉協議会改革について 3. ハラスメント防止条例の制定を 4. 災害時の一時集合場所の自治会館 (集会所)は安全か	須藤議員	1. メガソーラー工事について
		岩崎議員	1. 身寄りなき高齢者について 2. 道の駅の防犯灯について 3. クマ対策について
稲月議員	1. 公的な災害用井戸の設置を 2. 住宅地に侵入する鳥獣対策について	馬本議員	1. 住民が求めるコミバス運行を 2. 国政と本町との結び付きについて 3. リニア中央新幹線の整備について 4. スポーツ関連施設等の屋外トイレ改修を 5. 管理不全空き家制度との関連について
植田議員	1. 喜ばれるゴミ袋の配布事業に 2. 可燃ごみ処理の委託について 3. 小中学校のトイレに生理用品の設置を		
山本議員	1. 負担の少ない自治会運営と公平性の確保		

※質疑の内容は、議員の自己責任で掲載しています。
 ※紙面の都合により、複数の質問があっても、掲載は1件となります。

国民健康保険税の不公平、 制度について



井戸 太郎

質問

平群町では、自営業や非正規雇用など国民健康保険加入世帯、特に子育て世帯では保険税負担が家計を強く圧迫している。

モデルケースでは、同じ総所得が200万円の4人家族でも、国保では年間約42万円の負担となる一方、社会保険では企業負担があり実質約8万円にとどまり、約30万円の差が生じている。国保では社会保険料控除がなく、低所得層ほど負担率



が高くなる逆累進構造や、収入のない子どもにも均等割が課される問題がある。

親の雇用形態の違いが子どもの教育・体験格差につながるかねない現状について、町はどのように認識しているのか。あわせて、均等割軽減の拡充や減免制度の見直しなど、町として取り得る子育て世帯支援策について見解を問う。

答弁

町として、格差等についての認識や見解は示せない。

国保は県単位での運営の為、その趣旨から制度や措置については町単独実施をすべきでないと考えられる。しかし、他市町村との意見集約の中で地域住民全体にとって有益と判断される事柄は、引き続き県に要望したい。





山口 昌亮

学校給食の無償化について



質問

学校給食は、地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上でも重要な教材であり、食教育の「生きた教材・食の教科書」として、学校教育法でも教育活動の一環として位置づけられている。しかし、深刻な物価高騰の中、食材が値上がりし、本町でも物価高騰分の補填が行われている。

このような中、国は公立小学校の給食費について、保護者負担を無償化するとしている。この機会に本町でも小学校の完全無償化とともに、中学校についても、国の施策を先取りする形で給食費無償化を実施すべきだ。

答弁

学校給食の無償化は本町としても重要な施策であるとは認識をしている。現在の財政状況を考えると、単独での全額無償化の実施は非常に厳しい状況にある。

しかし、支援はまったなしの状況であり、国の小学校無償化の方針や、重点支援地方交付金の詳細が確定し次第、速やかに具体的な実施方法を決定した上、子どもたちの健やかな成長を支える学校給食の質を確保しつつ、保護者の負担軽減になるよう支援をしてまいりたい。



出生者減少を 見据えた小学校を



森田 勝

質問

小中学校は基礎学力の定着と児童生徒ひとり一人が自立して、豊かな人生を送るための基礎を築くことである。

現在の平群小学校、北小学校、南小学校を合わせた児童は744人で、6年後の児童は住民基本台帳によると584人と、今より160人減る訳で、仮に1クラス35人とすると各学年3クラスで十分で、小学校全体で18クラスあれば良いことになる。



答弁

過去の小学校再編成アクションプランで3校で維持することになったが、学校児童数の推移に注視して、教育に与える影響を考慮しながら総合的に対応していく。

日本の人口が減少する中、平群町の人口が増え、子どもが増えるとは到底考えられない。

この様なことから、町は小学校は今まで通りの3校(平群小・北小・南小)体制で良いのか、小中一貫校にすべき等の検討をする時期では。

なお、令和3年9月議会で同種の一般質問をしたところ、「今後の児童数の推移を注視しながら、学校の取り巻く環境や状況の変化に応じて学校のあり方を検討して参る」と答弁があった。





稲月 敏子



公的な災害用井戸の設置を

質問

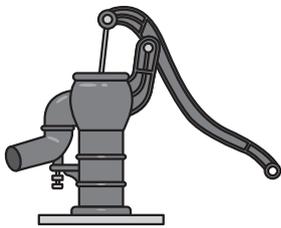
地震等大災害時の長期間断水に必要な生活用水の供給は重要です。本町ではその一つ、民間所有井戸の提供制度を令和6年9月から実施している。登録数は現時点で6力所だが、住宅密集地や町中心部にはない。今後、住民の皆さんに更なる登録をお願いすることにも、公的水源の確保が必要。元簡易水道等の水源利用が考えられるがどう考えているか。

また、公的な災害用生活水供給施設として、広域避難施設となる総合文化センター敷地内に井戸を整備することを提案する。平時はその地下水を植栽の灌漑用に使用する

ことができ、夏場の上水道の大幅節減ともなる。避難所等に設置する井戸設置は、国の負担もあり町負担は少なく、災害時対策と日常の節水もできる有効な設備となると考えられるので実現させていただきたく提案する。

答弁

今後も広報紙等で、災害時の民間井戸登録の呼びかけを行なうとともに文化センターには、災害時のマンホールトイレを設置予定しているの井戸の設置は有効、検討していきたい。生活用水の確保については情報収集し、検討していく。



小中学校のトイレに 生理用品の設置を



植田 いずみ



質問

学校のトイレに生理用品の設置は、トイレレットペーパーと同じ様に、生理用品もトイレに設置することで、安心して学校生活を送れることは、設置している学校アンケートからも明らかです。

昨年10月時点で、小中学校に設置する区市町村は295、また役所庁舎トイレへの設置も121自治体に広がり、民間企業にも波及しています。



答弁

文科省の「事務連絡」でも、生理用品の必要を言い出しにくい児童・生徒にも配慮し、安心して入手できる提供場所を保健室以外にも設ける工夫を求めています。生駒郡内で、生理用品を設置していないのは平群町だけです。平群町も決断すべきではないでしょうか。

相談をためらう児童生徒や、自己表現が苦手な児童生徒への配慮については、保健室でもらえることを女子トイレの個室に掲示し、対話を通じて支援を受けられる環境づくりを進めている。児童生徒の不安や心配等の内面の気づき、その為に必要な配慮ある対応こそ、全てにおいて求められる学校の役割で果たすべき責務と認識している。

負担の少ない自治会運営と 公平性の確保



山本 隆史

質問

現在、全国的な人口減少や社会構造の変化に伴い、自治会の担い手不足が深刻化しています。

また、自治会を退会される方や、転入されても入会されない方も増加傾向にありますので、自治会運営について、抜本的な見直しが必要な時期にきていると思います。

①本町の各自治会の加入状況について。
②未加入の町民に対する加入促進施策について。
③自治会への負担軽減について。
④公平性の維持と退会抑止に向けた「受益者負担」の考え方について。



答弁

①加入率90%以上が6自治会、50%未満が3自治会、平均80・1%。

②退会を希望する方から相談があった際には、自治会には災害発生時などの共助機能があることや、自治会費が防犯灯の設置等に使われていることなどを説明し、退会防止に努めています。

③広報紙の分散配布や、自治会長等との連絡や報告はメール等でのやりとりで対応しています。

④加入・未加入による公平性は、全国的な課題。本町の一部の自治会では、防犯灯の電気代を退会された方からも負担されています。



町財政の現状と 課題について



長良 俊一

質問

本町は、令和8年度に財政健全化計画を策定するにあたり財政検討特別委員会を開催することとなりました。町財政の現状と課題、結果分析・課題分析と対応策検討など、過去を振り返り、次に進むための取り組みを検討しています。特別委員会は、4回計画されており、全員協議会を経て、3月下旬に策定予定です。現状を鑑み、方向性をお聞かせください。



答弁

現在の財政状況については、2回開催しております財政検討特別委員会において説明をさせていただきます。

少子高齢化、人口減少、国の税制改正（いわゆる103万円の壁の見直し）、制度改革等に影響を受ける財政であり、今後、中学校長寿命化改修事業、新庁舎建設事業などの大型事業が控えています。

ここで無計画な財政運営を行えば、再び元の苦

しい状況に陥る可能性があり、財政面でのコントロールが必要であるため、新たな財政健全化計画の策定が必要と考えていることから、次回以降、開催する財政検討特別委員会において、引き続きご意見を頂戴しながら、内容を深めてまいりたいと考えております。



健康寿命延伸に向けた 職員の人材確保・育成



関 順子

質問

日本は超高齢社会に突入、高齢者が人生を謳歌しているかというところではなく2016年の調査で健康寿命と平均寿命の間に十年近くの差があります。現在多くの高齢者は人生最後の十年近く日常生活に制限があり不健康な期間があります。厚生労働省は人生百年時代、百歳まで元気に過ごせる力ギはフレイル予防にあると言っています。フレイルとは健康な状態と要介護状態の中間の段階です。そんな意味を踏まえた上で本町に一名しか居ない健康運動指導士の存在は大変重要です。そのお陰で町民のフレイル予防に繋がっています。



答弁

① 町民の運動の必要性へのお考えは。
② 今後の人材確保・育成についてのお考えは。

① 各種運動教室の開催は高齢者が外出の機会の創設、参加者同士のコミュニケーションの場となり継続して取り組む必要性を感じています。

② 今後も高齢化が進む中、健康運動指導士、保健師、看護師、管理栄養士、保育士等多様な有資格者共働による継続的な取り組みが必要と認識し、人材確保、財源確保も含め、引続き体制整備に努めてまいります。



メガソーラー工事について



須藤 啓二

質問

県廃棄物対策課は、盛土崩壊のあった近辺及び農園天国跡地に、産廃混じり土が存在していることを認めている。現地調査で広範囲に層として存在しており、その量は数千㎡に達するものと思われる。県廃棄物対策課は、不法投棄された産廃混じり土は「許可された中間処理施設に搬出し、分別の上、がれきを取り除いた土は再生土として利用可能だ」と説明しました。



答弁

① 2011年に違法開発が行われ、その後も産廃投棄があった。

② 今までにコンクリートがら、がれき類を約464㎡、木くず81tを処理したことを確認した。
③ 今のところそのような考えはない。

① 開発地内で過去に大規模不法投棄があったのか。
② 大規模盛土工事に産業廃棄物がそのまま放置されることは許されない。搬出確認のため廃棄物マニユフェストの確認を行ったのか。
③ 住民説明会をまとむに行わず工事を進めている。事業者に対して姿勢を正すよう指導すべきと考えるがいかがか。





岩崎 真滋

身寄りなき高齢者について

質問

厚生労働省は9月に、身寄りなき高齢者が病気になる際や亡くなった後の手続きを支援する全国的な仕組みの具体案を、専門家会議で示しています。

知的障害者や認知症の高齢者の権利や財産を守る成年後見などを通じて、身寄りがない高齢者の生活課題に対応する事業に、相続人探しや火葬・埋葬を担う市区町村も、



答弁

積極的に関わる仕組み作りが必要と指摘されています。町行政のお考えをお聞かせください。

現在、厚生労働省の専門会議において、高齢者の身元保証から日常生活支援、死後事務の処理に至るまで広く生活を支えていくため、既存の各施策も踏まえた上で、必要な支援の在り方について検討されていることから、国の動向を注視しつつ、引き続き関係機関等と連携を密にし、アウトリーチによる地域の実態把握に努めながら、認知症高齢者や独り暮らし高齢者、また障がい者等、困難を抱える方々に対する福祉サービスへの利用支援や市町村申し立てによる成年後見制度利用の促進を図り、これらの諸課題に積極的に関わってまいりたいと考えています。

スポーツ関連施設等の屋外トイレ改修を



馬本 隆夫

質問

各スポーツ関連施設等は、総合スポーツセンターグラウンド、中央公園グラウンド、健民グラウンド、北公園が存在します。

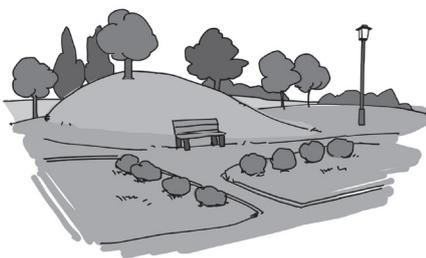
そこで、屋外トイレの現状は、障がい者用トイレ(ウォシュレット便座)を除いては、男女とも和式、また洋式についてはウォシュレット便座が設置されていません。そこで、ウォシュレット便座は、身体的な負担の軽減を図り、毎日のトイレを



より快適で衛生的にする多くの利点があります。それぞれの施設の状況に応じて、和式トイレの一部をウォシュレット便座にまた、旧の洋式トイレをウォシュレット便座に早急に改修すべきと考えます。優先順位を定めて、設備的にも着ししやすい箇所から快適な温水洗浄便座を年度内に1日も早く設置されるよう、強く要望いたします。

答弁

温水洗浄型便座(ウォシュレット)の設置につきましては、高齢者をはじめ、幅広い年代の方々が利用する施設にとって、衛生面や利便性の向上につながる設備であると認識しており、財源確保を含め早い時期に設置するよう調整をしております。



町 の 話 題

近大院生のベンチャーが食用ばらを発売!

2025年4月に近畿大学発のベンチャー企業として、ばらのある暮らしを提案するブランド『株式会社ばらめく』として創業開始。

笑顔がチャーミングな若き代表は、近畿大学大学院2年の中筋穂奈実さん24歳。バラ農家で育ち、自身も幼い頃からバラが大好きで、大学でも専門の先生に師事出来た事が強みと語る。

『ばらめく』は昨年秋、5種のローズティーを販売。バラの香りによる癒し効果に加えポリフェノールやビタミンなどを活かした“飲むバラ習慣”を提案。香りや味わいだけでなく、安心・安全な生産・加工体制を整え高品質なエディブルローズ（食用）を安定的供給するため、減農薬で丁寧に栽培されたバラのみを使用。近大農学部での研究ノウハウを生かしたUV-B照射技術により、農薬使用量を80%以上削減に成功。冷蔵で1週間以上の鮮度保持が可能な生花に加え、ドライ・パウダー化による長期保存も可能にする等、様々な取り組みも。母・里美さんが組合長を務める平群温室バラ組合からバラを購入し、ご自身も生育にかかわり事業を展開する。



平群町のバラ農業の歴史と技術を継承しつつ、近大×平群温室バラ組合×平群町による産官学の包括連携協定のもと、食用バラを活用した地域特産品開発を進める。

穂奈実さんは、昨年5月北京で開催された国際園芸学会バラシンポジウムにて若手ポスター賞を受賞。同年12月に近大主催の学生向けビジネスコンテストのグランプリ部門で見事最優秀賞受賞。優勝賞金は200万円。



今後の展望は、学問との両立をしながら、バラを“飾るもの”から“暮らしの一部として楽しむもの”へと広げ、香りと癒しを通し人々の心に寄り添う身近なブランドとして成長したい。と平群の未来を見据えた輝く瞳で語る。商品は平群町HeguriRose、奈良うまいものプラザ、平城京いざない館、近畿大学コンビニPlumなどで販売中!

関 記

編集後記

12月議会では新事業開始のために一つの条例が上程され可決されました。

子どもの育ちを応援することや、「孤立した育児」のなかで不安や悩みを抱えている子育て世帯への支援等を目的に「こども誰でも通園制度」が創設され、生後6か月から3歳未満の子どもをこども園等で月10時間を上限に保育してもらえます。

いまだ、子どもの命が親の手で絶たれるというような悲しい事件が報道される日本の子育て事情があります。この制度が目指すねらいが叶うよう、しっかりと前に歩んで行けるよう願うばかりです。

今年は午年、町政が駿馬のように飛躍・躍進できるよう議会もがんばります。



稲月 記